

二ページをお開きください。第一表歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税におきまして六億七千五百四十四万七千円を計上いたしました。現年度保険税では、今回の税率改正により対前年見込み調定に対して、一人当たり四・九%のアップを、収納率につきましては九三%で積算いたしました。滞納繰越金につきましては、収納率二五%で積算し計上いたしました。

次に、国庫支出金でございますが、七億二千三百二十五万五千円のうち、国庫負担金の七億百九十万一千円は、事務費負担金と療養給付費等負担金でございます。

国庫補助金二千三百三十五万四千円は、助産費補助金と財政調整交付金でございます。

次に、療養給付費交付金二億七千六百九十四万四千円でございますが、退職者医療交付金でございます。

次に、都支出金でございますが、都補助金の財政調整補助金といたしまして一億三千二百一十七万一千円を計上いたしました。

繰入金二億四千万円は、一般会計からの繰入金でございます。昨年と同額でございます。

繰越金といたしましては千円の科目存置をさせていただきました。

諸収入三百一十九万九千円は、滞納延滞金九十二万円、預金利子六十七万八千円、雑入といたしまして百四十二万一千円、これらは第三者行為による納付金、返納金等でございます。

以上、歳入合計が十九億八千八百五十八万七千円と相なるものでございます。

三ページの歳出でございますが、総務費の総務管理費六千三百九十二万七千円は、人件費、事務費、運営協議会費、連合会負担金等でございます。

保険給付費十四億一千七百八十一万二千円のうち、療養諸費十二億八千五十二万三千円は、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費と療養費、それと審査支払手数料でございます。

高額療養費は一億九百五十六万九千円を計上いたしました。

助産費は、百八十件分として二千三百四十万円でございます。

葬祭費三百九十六万円は、百三十二件分を見たものでございます。

また、育児諸費三十六万円は、育児手当金百八十件分でございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、四億九千七百七十一万二千円は、昭和六十三年年度の拠出金と六十年年度の精算分及び事務費拠出金を計上したものでございます。

共同事業拠出金としまして二万円、これは退職者医療制度に伴うもので、年金受給権者一覧表打出拠出金でございます。

保健施設費百八万一千円は、医療費通知の経費と保養施設の利用補助金でございます。

公債費二百五十三万二千円は、一時借入金の利子でございます。

諸支出金の償還金及び還付金二百五十万三千円は、国都支出金及び療養給付費交付金の精算返還金の科目存置及び過誤納保険税還付金でございます。

予備費二百万円でありまして、歳出合計十九億八千八百五十八万七千円と相なるものでございます。

なお、本件につきましては、国保運営協議会におきまして御審議をいただきましたものでございます。以上でございます。大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十九号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾米次君） 日程第二十一議案第二十号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名によりまして、議案第二十号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本予算につきましては、御承知のとおり、老人保健法に基づき七十歳以上の人、または六十五歳から六十九歳の寝たきりの状態にあります人を対象に医療費のみの特別会計でありまして、予算編成に對しましては老人を対象としての医療費でございますので、非常に推計が難しく、六十三年度予算の編成につきましては、過去の実績と今後の受診率を考慮に入れまして編成いたしました次第でございます。

それでは、内容の説明をいたします。予算書の四七ページを開きいただきたいと思ひます。総則につきましては御説明申し上げます。第一条で、歳入歳出それぞれ十二億二千八十万一千円と定めようとするものでございます。

次に、四八ページを開きいただきたいと思ひます。歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、一の支払基金交付金の八億四千八百五十一万八千円でございますが、この額は、総医療費から医療を受ける者が、一部負担金として医療機関に支払う負担金額を差し引いた支弁予定額の七〇%の金額と審査支払手数料の交付金でございます。

次の国庫支出金の国庫負担金につきましては二億四千五百五十一万六千円でありまして、支弁予定額の二〇%でございます。

次の都支出金の都負担金につきましては、六千三十七万九千円は支弁予定額の五%であります。四の繰入金の他会計繰入金につきましては、七千三十八万一千円は総医療費総額の五%の額と医療給付

等の増加に伴います支払いの問題が生じた場合における、基金あるいは国都負担金に差異が生じた際の予備費をもって充当するための一千万円を含めた一般会計よりの繰入金でございます。

五の繰越金につきましては、一千万円の科目存置であります。

六の諸収入につきましては六千円でございますが、これは延滞金及び加算金と預金利子の科目存置のための予算措置でありまして、雑入におきましては、第三者行為による納付金、返納金、雑入等の科目存置のための予算措置であります。

以上、歳入総額十二億二千八十万一千円と相なる次第でございます。

次に、四九ページの歳出につきまして御説明申し上げます。

一の医療諸費につきましては、十二億一千七十九万九千円は医療給付費として十一億六千四百九十万円と医療費支給額と審査支払手数料になっております。

次の諸支出金五千円でございますが、これは国庫支出金、都支出金、支払基金の精算による償還金、それと過誤納還付金の生じた場合の科目存置のための予算措置であります。

次の他会計繰入金につきましては、これは一般会計の繰出金の科目存置であります。

次の予備費の一千万六千円につきましては、本年度より医療給付費の増加等によります場合に、支払いに支障のなきよう予備費をもって予算措置した次第でございます。

歳出合計は十二億二千八十万一千円と相なる次第でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（村尾米次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第二十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十二議案第二十一号昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第二十一号昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算について御説明を申し上げます。

本予算は、昭和五十八年度に完成をいたしました福生駅東口土地区画整理事業に対します換地清算金が主なものでございます。

まず、六七ページの総則でございしますが、第一条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ十九万円と定めようとするものでございます。

次に、内容でございしますが、六八ページをお開きをいただきたいと思います。第一表の歳入歳出予算につきまして御説明をいたします。

繰越金ですが、四万九千円を計上いたしました。これは前年度からの繰越金でございます。

次に、預金利子ですが、一千円を計上いたしました。これは歳計現金預金利子でございます。

次に雑入ですが、十四万円を計上いたしました。これは換地清算徴収金の分納者三名分でございます。

以上、歳入合計十九万円でございます。続きまして、歳出について申し上げます。

総務管理費ですが、四万五千円を計上いたしました。これは清算金徴収事務等にかかる事務経費でございます。

次に、換地清算交付金ですが、十四万円を計上いたしました。これは一般会計に繰り出しますので、ございます。

予備費につきましては五千円を計上いたしました。

以上、歳出合計十九万円でございます。

大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十三議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

本市の公共下水道整備につきましては、雨水の適切な排除充実のため、今年度は前年度に引き続き、下の川改修工事を初め、新たに中央二号幹線の着手と支線の環境整備にも努めてまいります。また、事業の運営面で維持管理の充実を図ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

八三ページを開きをいたしたいと思います。総則でございますが、第一条で、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ二十二億三千四百五十一千円と定めようとするものでございます。金額の内訳は、第一表歳入歳出予算で後ほど御説明を申し上げます。

第二条では、地方債について、第二表地方債によることを定めようとするものでございます。

第三条では、一時借入金金の借入最高額を三億円と定めようとするものでございます。

次に、八四ページを開きをいたしたいと思います。第一表歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、分担金及び負担金におきまして三千百二十二万二千円を計上しております。

内訳といたしまして、下水道事業受益者負担金で三十万四千円は、滞納繰越分が主なものでございます。

西住宅地区周辺排水路維持管理負担金八万八千円は、歳出で計上しておりますが、はけ口の土砂の除去に要する経費のうち、事務委託に基づき、羽村町及び瑞穂町から負担金を願うものでございます。また、下水道費負担金といたしまして三千八十三万円は、下の川改修工事に伴う一般会計からの道路分の負担金と熊川地内の第三都営住宅の建て替えに伴い、汚水管の移設工事負担金でございます。

次に、使用料及び手数料の下水道使用料で四億四千六百九十二万三千円でございますが、これは使用水量で約七百二十一万五千立方分と滞納繰越分でございます。

次に、国庫支出金でございますが、三億四千七十五万六千円のうち、国庫負担金の三百五十万九千円は流域下水道負担金に基づき、横田基地分として防衛施設庁からの負担金でございます。

国庫補助金三億三千七百二十四万七千円でございますが、この内訳といたしまして、下水道管渠埋設費補助金で一億六千四百万円、この施行場所は熊川地内の中央二号幹線で、雨水管渠の埋設でございます。

また、下の川改修事業に伴う補助金の一億七千三百二十四万七千円。今年度、施工場所は、前年度工事の続きの熊川神社下から上流に清水坂までの延長二百八十六メートルの間を施工しようとするものでございます。

ます。

次に、都支出金でございますが、都補助金の一千二百五十四万円は都補助の補助対象事業費を一億八百万円と定め、補助率二・五％分及び建設省補助対象事業費三億二千八百万円の三％分でございます。

次に、繰入金の他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金九億九千四百万円でございます。

次に、繰越金で一千万円、これは前年度からの繰越金でございます。

次に、諸収入で六百六十一万円を計上いたしました。内訳といたしましては、延滞金で一万円、預金利子で五十九万九千円、これは歳計現金預金利子と預託金利子でございます。貸付金元利収入で六百万円を計上いたしました。雑入の一千円は自動車事故等損害保険金の科目存置でございます。

次に、市債で三億九千二百万円でございますが、公共下水道事業債三億五千二百二十万円、流域下水道事業債四千八十万円でございます。

以上、歳入合計が二十二億三千四百余万円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費で五億一千六百五十七万三千円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、職員十七名分の人件費一億九百三十六万六千円、委託料では、都水道局に委託となっております使用料徴収事務委託料五千百万円と管渠清掃委託料三百万円、管渠調査委託料六百三十三万円でございます。

また、工事請負費では一千七百六十五万五千円、これは維持管理補修工事費で人口ぶたの高さ調整及び管渠の補修工事費等でございます。負担金、補助及び交付金では、流域下水道維持管理負担金三億八百六十九万三千円が主なもので、これは処理水量で約八百十二万三千立米を見込んでおります。貸付金では六百万円、これは水洗便所改造資金融資預託金でございます。

次に、事業費の下水道整備費で八億三千三百七十二万一千円を計上いたしました。主なものを申し上げます。職員二名分の人件費一千三十八万九千円、委託料で管渠設計委託料一千九百二十四万円、下の川改修事業に伴う管理委託料五百九十四万円、工事請負費では六億九千九百二十万円でございますが、内容といたしましては、污水管及び雨水管の埋設工事を延長約一千三百メートルの施工と、汚水ます設置工事費でございます。また、下の川改修工事費で歳入でも御説明申し上げましたが、本年度の施工場所を、内りて幅四メートル、深さ二・九メートルのボックスカルバートに改修しようとするものでございます。負担金、補助及び交付金では、福生市公共下水道計画のうち、立川第二排水区の雨水は昭島市残堀二号幹線へ流入させる計画であり、本年度より昭島市において下流より着工の運びとなることから、昭島市に事務委託となる負担金といたしまして一千八百八十七万円、下の川改修関連で五日市線横断設計委託に伴う下水道事業会計持ち分二百三十七万一千円、多摩川上流処理場の施設増設に伴う建設負担金五千七百円でございます。補償、補填及び賠償金で二千九十九万円は、管渠埋設に伴う地下埋設物等移設補償料及び樹木補償料でございます。

次に、公債費で八億七千四百二十六万三千円は、公共下水道事業債、流域下水道事業債の借入金の元金償還金二億一千五百一十一万三千円、利子償還金六億六千七百七十六万三千円、一時借入金利子九十八万七千円でございます。

次の予備費でございますが、九百四十九万四千円によりまして、歳出合計が二十二億三千四百五十一千円と相なるものでございます。

次に、八六ページをお開きをいただきたいと思います。第二表地方債でございますが、公共下水道事業債として、限度額三億五千二百二十万円、利率七%以内、流域下水道事業債として四千八十万円、利率七%以内と定めようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） ちょっと幾つかお聞きしたいと思います。

一つは、下水道事業受益者負担金で滞納繰越分と現年度分で三十万四千円が、いわゆる歳入で見えているわけですけども、一方、歳出の方で、これは一〇三ページになりますけれども、下水道事業受益者負担金賦課徴収費三十二万六千円。私は素人だからあれですけど、三十万四千円を取るために三十二万六千円の予算を見るというふうに考えてよろしいんですか、これは。三十万四千円をいただくために三十二万六千円の予算がかかりますというふうに見てよろしいわけですか。それは、いいとか、悪いとかはともかく、そういうことでもいいのかどうか。

それから、下水道使用料につきまして、現年度分で四億四千二百九十二万三千円ということ、これは、一応、税の方だと徴収率とか、そういう収納率とか、そういうことになるんですが、それは下水道の場合、滞納繰越分が当然四百万円あるわけなので、当然そういうものも出てくると思うんですが、その辺の見込みの数字は何%ぐらいで見ているのか。

滞納繰越分もちょっぴり四百万円というのも、これも予算書上の数字だといえはそれまでなんですけれども、どのくらいですか。この四百万ちょっぴりでそうなんだということであれば、それはそれで結構なんです、その点。

それと、これは私、一般質問の続きをやるつもりはないんですけど、いわゆるこの下水道使用料に關係する問題といたしまして、当局にぜひこれは数字としてお聞きしたいんですが、いわゆる下水道使用料条例の第二条二項に該当する共同住宅と事業所等の中に所在する住宅の汚水の排水による、いわゆるこの適用によって、どれだけ、この条例があった場合となかった場合の差があるのか。これは、この数字はもう本当は、きょう私はお示ししたいぐらいなんですけれども、そうやっても無理だということであれば、建設委員会でこの予算書を説明するときの説明の中に加えて知らせたい。そのくらいでやっていたら、きょうはこの程度にとどめておきますけれども、その点、お知らせいただきたいと思

なぜ、こう言うかと言いますと、条例に出ている問題で（「休憩」と呼ぶ者あり）ちょっと注意して、議長。条例に出ているものですから、それに伴っての積算根拠は当然あるわけなので、それが出てこないということはないと思いますので、多少時間がありますので、そういう点でひとつやっていただけるならそれでお願いたしたいと思います。

○議長（村尾栄次君） 四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十六分 休憩

午後四時十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（森田 進君） 大変貴重な時間をお割きいただきまして申しわけございません。

三点にわたっての御質問でございますが、一点目、二点目については課長の方から一応答弁をさせていただきます。

それから、三点目については、昨日の一般質問でも御質問いただいている内容でございますけれど、建設委員会でのトータルの数字で説明をしてくれと、そういうふうなことでございますが、今、水道の方も一応調べたわけでございますが、極力そういう形での努力はしていますが、今はっきりそういう形での説明ができる、そういうふうなことにについては、ここではちょっと申し上げられませんが、ひとつ御容赦いただきたいと思います。

○下水道課長（松沢 清君） 一点目の御質問の件でございますが、歳入におきまして三十万四千円を組んでおりまして、そのうち千円は徴収料の関係で科目を存置しております。歳出の方で三十二万六千円というところでございまして、現段階では御質問の——おっしゃるとおりでございます。

それから、二点目でございますが、これは九九％を見込んでおります。以上です。

○十一番（松山 清君） そうしますと受益者負担金の問題なんですけれども、その額の大小はともかく、そうしますと電算でしょう。計算事務委託料、これは電算ですか。賦課計算事務委託料というのは、これ

はどういう形でこの委託料というのは出てくるわけですか。

どう見ても、確かに滞納繰越分が多ければこうした問題は生じないんだと思いますけれども、たまたま少ないから、いただくお金よりも、それを徴収するためのお金の方が多くなってしまうということは、これはお役所だから、かといってこれをやめちゃうというわけには決していかないわけなんです。こういう現象が起きちゃうわけですから、この事務委託料というのはどういう、そうすると何ですか、形で積算されるわけですか。その辺、ちょっと大変細かいことで申しわけないんですが、そこだけちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、部長からの答弁なんですけれども、努力はするが、わからないということでは困るんです。努力して提出して説明していただきたいと思うんです。であれば、この場で、この予算に伴う質問だから、数字を出していただきたいということを、私、そもそもそういう質問なんですよね。

しかし、そうはいってもそうはいかないわけだから、建設委員会のその予算の説明のところに数字を盛り込んでいただければ、それでいいですよというふうに言っているわけですから、けれども、しかし、ここでそれを確約していただかなければしようがないわけなんです。出していただくということであればいいですけれども、どうですか。そのことなんですけれども、お願いしたいと思ひます。

○建設部長（森田 進君） きのう、実は幾つかの例を挙げて申し上げたわけでございますけれど、実際には、これ以上に数があるんだということとでございまして、その中には、下水道の水洗化が終わっているもの、あるいはまだ終わっていないもの、そういったものもあるようございまして、その辺の把握がまだ十分できていない部分があるようございまして、できるだけそういうふうなことを調査をいたしまして、わかる範囲での御説明を建設委員会ですでにいたしたい、そのように思ひます。

○下水道課長（松沢 清君） 一点目の賦課計算事務委託料の内容でございしますが、これは受益者の移動等がございしますが、それらの調書の作成、作表等でございます。

○十一番（松山 清君） 細かいことは建設委員会ですらうことになると思ひますけれども、そうすると、この委託料は一通出すために幾らかかるとか、そういう形になるわけですか。大体、逆に聞けば滞

納繰越分の三十万三千円というのは何件ぐらいなんですか、あるんですか、これは。三十万三千円というのは何件ぐらいあるんですか。その辺だけお聞きして終わりにしておきますけれども……。」「わからなければ建設委員会で報告しろよ」と呼ぶ者あり」

○建設部長（森田 進君） 大変答弁漏れがあつて申しわけございません。

今の関係について大変恐縮なんですけれども、手元に資料がございませんもので、一応建設委員会で今ものも含めて説明させてもらいますので、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

○十一番（松山 清君） それは数字は確かにその場でいいんだけど、こういうことでやっていたら、じゃあ本会議で予算説明して、それに対する質疑なんだから、私が希望して建設委員会と言っているんならいいんだけど、今の——いいですよ、ちょっと時間的なずれがあつても、そうすればわかるでしょう、これ。だから、こういうこと——別に皆さんに私はどうこう言っているわけではなくて、やっぱりルールはルールだから、ちゃんとこの場ではじめはつけてもらわないと困るんですよ。こんなことが前例になつてあれしちゃ困るんですよ。だからいいですよ、今すぐじゃなくつたつて、やっている流れの中で調べて後で出してもらえば、それで、別に、建設委員会なんてこっちは要求してないわけだから。それはいいでしょう、別に。本会議の場で、こっちは恩情で皆さんがそう言っているなんて思つていませんよ。

○建設部長（森田 進君） 件数というようにことで、ちょっと件数についてはわからないんですけど、総額でちょっと申し上げまして、それで御理解いただければと思うんですけど、滞繰につきましたは、合計で百五十一万五千九百七十円ございまして、その二〇%といたしまして三十万三千円を計上させていただきます、いただいたと、そういう一応経過でございますので、御理解いただきたいと思ひますが……。」「いいです、これ以上。あとは所管の建設委員会でやつてもらおう」と呼ぶ者あり」

○十八番（小野沢 久君） 一つだけ、済みません、一〇五ページの関係なんですけれども、流量計の保守点検委託料があるんですけども、市内には四カ所あると思うんですけども、これはどこの部分になつていますか。

○下水道課長（松沢 清君） 流量計の場所の関係でございますが、基地が二カ所ですね、この分と、それ

から流域下水道の昭島境にございます流量計でございます。

○十八番（小野沢 久君） 基地の二カ所は、そういう面では今も機能していると思うんですけども、昭島境の流量計については、雷が落ちて壊れているはずで機能をしていないと思うのですけれども、機能していないものに保守点検委託料がかかるのかどうか。この内容を少しお願いをいたします。（「下水道さん、しっかりしろよ」と呼ぶ者あり）

○建設部長（森田 進君） 流量計の問題でございますけれど、御指摘のとおりでございますして、一番初め流域下水道ができた時点で、それぞれの行政界ごとに設置をして経営をしていくんだと、そういうふうな形になっているわけでございますが、他市町も含めて機能してない事実がございますので、今年度については、実は先日、関係の協議会を持ちまして、予算は計上したけれど、この保守委託についてはそれぞれの市や町の判断で考えていこうと、そういう形になっております。

私どもの方も今御指摘がありましたような事実がございますので、今年度につきましては、できればその分については委託を保留していきたいと、そんなふうを考えております。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第二十二号は、建設委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて議案第二十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいただきます。

（須崎議会事務局長報告）

一、昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について

○議長（村尾栄次君）

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。（別添参照）

ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。まず、委員長上野重勝君。

（昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員長 上野重勝君登壇）

○昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員長（上野重勝君） どうもお疲れのところ恐縮でございます。

ただいま報告がありましたように、委員の互選の結果、私が昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長に選出されました。

もとより浅学非才、その任にありませんが、皆様方の御協力により職務を全うできますようお願い申し上げます。あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、副委員長野口秀世君。

（昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別副委員長 野口秀世君登壇）

○昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別副委員長（野口秀世君） 皆様の御推挙によりまして、今回、昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会の副委員長を務めさせていただきます。

上野委員長同様、よろしく御協力のお願ひ申し上げます。あいさついたします。どうもありがとうございます。（拍手）

以上で正副委員長のごあいさつは終わりました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十四議案第二十三号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十三号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

本年度予算につきましては、六十二年度との比較におきまして約二〇％の減額となっております。この主なものは、配水管の新設工事と配水管布設替工事の減少によるものでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、一二七ページをお開きをいたしたいと思います。総則でございしますが、第一条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ六億八千六百八十万円と定めようとするものでございます。

次に、一二八ページをお開きをいたしたいと思います。第一表歳入歳出予算であります。歳入は、受託水道事業収入で、都受託水道事業収入の六億八千六百八十万円でございます。

歳出につきましては、受託水道事業費のうち水道管理費として五億七千七百四十余万円を計上いたしました。この内容といたしましては、取水及び浄水に要する経費で八千五百四十万円でありましたが、この主なものは、水源ポンプ運転のための動力費三千二百三十万円、導水管の布設替工事費三千百三十八万円でございます。

次に、配水費及び配水施設の管理に要する経費といたしまして三億三千七百五十三万円の計上でありましたが、この主なものは十名分の人件費、配水ポンプの動力費一千八百万円、都道掘削復旧監督事務委託料六百十一万円、漏水調査委託料二百八十万円、配水管移設工事設計委託料八百六十一万円、配水管の道路関連布設替工事で一億四千百十三万円、布設替工事四千二百四十九万円でございます。

次に、給水装置の管理に要する経費といたしまして三千八百二十五万円を計上いたしました。この主なものは量水器等取替委託料三百三十三万九千円、給水管漏水修繕工事八百四十万円であります。

次に、受託水道事業費については、職員一名分と都道掘削復旧監督事務委託料等でございます。

次に、検針及び水道料金徴収に要する業務費で一億一千七十八万円を計上いたしました。この主なものは職員十二名分の人件費、水道職員全員の退職手当組合負担金、通信運搬費と手数料で五百六十六万七千

円、さらに検針の委託料一千三百七十二万八千円等でございます。

次に、建設改良費として一億九百三十六万円を計上いたしました。そのうち水道施設の改良に要する経費といたしまして二百二十万円でございますが、この主なものは第五水源の現場操作盤取替工事等でございます。

次に、水道施設の建設に要する経費で一億七百十六万円を計上いたしました。この主なものは、配水管新設工事費で六千百十二万円、第三浄水場受電設備取替工事の二千万円等でございます。

以上、歳出を合計いたしましたして六億八千六百八十万円を計上した次第でございます。

大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第二十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第二十五議案第二十四号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号市道路線の認定について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

路線の認定、廃止につきましては、その都度、個々に議会の御議決をいただいているわけでございますが、このたびは昭和五十四年度から計画的に進めてまいりました道路台帳整備事業が九年にわたる年月を経て、おかげさまで完了いたしました。この事業は、交付税の基礎数値の把握にとって非常に大切なものでございまして、自治省からの強い通達でもございました。

今回は精度の高い測量の結果、基礎数値の変更も生じ、また、前回昭和四十八年三月に、市道路線の再編成に伴いまして一括認定の御議決をいただいたわけでございますが、それから十五年を経過をいたしまして、その間、路線の起点、終点の番地先が、土地の合筆あるいは分筆等により変更になったりいたしております。

このような場合、路線の起・終点の変更あるいは重要な経過地、その他必要な事項の変更について、道路法に基づいて議会の議決を得なければならないわけでございますが、また、管理上、複数の路線を一路線として統廃合し線形を整えようとするもの、また、区域変更によって路線を一路線として独立しようとするもの、それから建設省から認定要望のありました堤防上の自転車・歩行者専用道路、水路を整備して自転車・歩行者専用道路にしたもの、また、橋りょう等を新規に加えたもの、広く市民から募って決まった愛称名を路線番号に付加したもの、実態の伴わない路線を整備しようとするもの等であります。これらの路線を再編成し、認定しようとする理由でございます。

なお、地区別内容でございますが、一・二級幹線二十一路線、田園地区六十三路線、武蔵野台地区四十三路線、加美平地区五十九路線、東町地区九路線、熊川地区二百五十八路線、福生地区二百二十一路線、合計六百七十四路線でございます。実延長は十二万五千九百九十六メートル、実面積は七十二万一千五百六十七平方メートルで、従来路線と比較いたしまして、路線数で九路線の減、実延長で六百十三メートルの減、それから実面積は一万二千七百七十一平方メートルの増加となっております。この実面積の増加の主な原因は、精度の高い測量の結果であります。

申しおくれましたが、認定路線の中に、建設省所管の道路敷地であります公図上に赤く表示してあります道路、いわゆる赤道でございますが、の整理を必要とする路線については、今後逐次廃止議案を提出して御議決をいただいて整理をしていくこととなります。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、今後の道路の管理について路線の算編成が必要となりましたので、道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものでございます。

どうか慎重に御審議をいただきまして、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十六議案第二十五号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十五号市道路線の廃止について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

先ほど、議案第二十四号市道路線の認定について御説明を申し上げましたことと関連をいたしております。

して、昭和六十三年三月七日以前に認定された従来の六百八十三路線につきまして、道路法第十条第一項の規定に基づき一括廃止しようとするものでございます。

大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十七陳情第六十三号「ひまわり作業所」に対する補助金交付に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十八陳情第六十三号保健、医療、福祉の拡充に関する陳情書を議題と